

令和4年6月24日（令和4(2022)年度第6号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 「第2回保育士養成課程検討会」が開催される（厚生労働省）
- 「こども家庭庁設置法」「こども基本法」の可決、成立～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～
- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布される

■「第2回保育士養成課程検討会」が開催される

令和4年6月13日（月）、第2回保育士養成課程検討会（厚生労働省）がオンラインにて開催されました。本ニュース No.4 にて既報のとおり、本会からは北野久美副会長が委員として参画しています。

第2回検討会においては、幼稚園教諭免許状のみで幼保連携型認定こども園で働いている者の保育士資格取得をさらに促進させるための方策について、論点整理の案が示されました。

論点整理案では、資格の取得にかかる特例教科目を8単位から6単位*に見直すにあたり、修得すべき内容の担保が必要であることから、特に重点を置くべき内容が示されました。

※「乳児保育」と「子ども家庭支援論」をそれぞれ1単位とする。

こども家庭支援論（現行の内容のうち、1～3の項目）

1. 子ども家庭支援の意義と体制

- (1) 子ども家庭支援の意義・目的・機能
- (2) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義
- (3) 子育て家庭に対する支援のための社会資源と施策

2. 保育士による子ども家庭支援の基本

- (1) 保育士に求められる基本的態度
- (2) 保育士の行う子育て支援の特性

3. 多様な支援の展開と関係機関との連携

- (1) 子ども家庭支援の内容と対象
- (2) 保育所入所児童の家庭への支援
- (3) 地域の子育て家庭への支援
- (4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援

4. 保育士の行う子育て支援の展開
 - (1) 子ども及び保護者の状況・状態の把握
 - (2) 支援の計画と環境の構成
 - (3) 支援の実践・記録・評価・カンファレンス
 - (4) 職員間の連携・協働
 - (5) 社会資源の活用と自治体・関係機関や専門職との連携・協働
5. 保育士の行う子育て支援の実際（内容・方法・技術）
 - (1) 保育所における家庭への支援の実際
 - (2) 児童養護施設、母子生活支援施設等における家庭への支援の実際
 - (3) 障害児支援関係施設における家庭への支援の実際

乳児保育（現行の内容のうち、3～5の項目）

1. 乳児保育の理念と役割
 - (1) 乳児保育の理念と歴史的変遷
 - (2) 乳児保育の役割と機能
2. 乳児保育の現状と課題
 - (1) 保育所における乳児保育
 - (2) 乳児院における乳児保育
 - (3) 家庭的保育等における乳児保育
 - (4) 3歳未満児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場
- 3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育内容**
 - (1) 3歳未満児の生活と環境
 - (2) 3歳未満児の遊びと環境
 - (3) 3歳以上児の保育に移行する時期の保育
 - (4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育士等による援助や関わり
 - (5) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育における配慮
- 4. 乳児保育の実際**
 - (1) 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録及び自己評価
 - (2) 個々の発達を促す生活と遊びの環境
 - (3) 職員間の連携・協働
- 5. 乳児保育における連携・協働**
 - (1) 保護者との連携・協働
 - (2) 自治体や地域の関係機関等との連携・協働

さらに、これまでの実務経験と学びを結びつけることが重要であることから、「授業開始前に、幼保連携型認定こども園における2年間の実務経験を中心として、各受講者がこれまで経験した内容を把握して、実践を活かした授業を展開する」工夫が必要であることが示されました。

北野副会長からは、「乳児保育は見ているだけでは学べないことも多く、受講者によって実務経験に差が生じることから、これまでの経験を評価するスケールが必要」「保育所保育指針の理解を深める講座上の工夫が必要」「講座の展開にあたり、保育士養成協議会との連携と協力が必要」等の意見を述べています。

なお、第2回検討会后、6月15日（水）に論点整理の確定版が公表されています。

今後は、令和 4 年の夏ごろに告示または通知の改正が行われた後に、各自治体や特例の対象者、保育士養成校等へ周知され、令和 5 年 4 月より適用が開始される予定です。

詳細は、以下をご参照ください。

■厚生労働省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会 > 保育士養成課程検討会（令和 4 年 5 月から）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/25715.html>

■「こども家庭庁設置法」「こども基本法」の可決、成立 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定)に基づいた、「こども家庭庁設置法案」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備法案」が国会にて審議され、令和 4 年 6 月 15 日に可決、成立しました(令和 5 年 4 月 1 日施行)。本法律の成立により、令和 5 年度から「こども家庭庁」が創設されることとなります。

「こども家庭庁」は、これまで別々に担われてきた子ども政策に関する司令塔機能を一本化することにより、就学前の全ての子どもの育ちの保障や全ての子ども居場所づくり等を主導する役割を担うことが想定されています。このような役割を担うことから、各省大臣に対して必要な資料の提供および説明を求める権限や勧告権を有する内閣府特命担当大臣が置かれます。

「こども家庭庁」は内閣府の外局として設置され、内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、「企画立案・総合調整部門」「成育部門」「支援部門」の 3 つの部門が設けられ、そのうち、主に「成育部門」が「就学前の全てのこどもの育ちの保障」を担当することとされています。

現在厚生労働省、内閣府が所管している保育所・認定こども園、少子化対策や子育て支援策、虐待防止策、貧困対策等、業務が移管することとなります。一方で、幼稚園を含む教育や学校でのいじめ問題、不登校対策などは文科省が担当し、「こども家庭庁」と密接に連携することとされています。このような状況も踏まえ、施行後 5 年後を目途として、組織および体制の在り方について検討が行われる予定です。

また、同日「こども基本法」も可決、成立しています(令和 5 年 4 月 1 日施行)。「こども基本法」は、子どもを権利の主体とする理念法であり、「こども」を心身の発達の過程にある者と定義しています。そのうえで、政府は子ども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」を定めることとされています。「こども大綱」は、「こども家庭庁」が進める施策や今後の財政の基本になるものです。「こども大綱」は令和 5 年度に「こども家庭庁」が設置された後に作成されます。

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の概要

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
3. こども家庭庁の所掌事務
 - (1) 分担管理事務（自ら実施する事務）
 - ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
 - ・こども大綱の策定及び推進
 - (2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）
 - ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
 - ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
 - ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
4. 資料の提出要求等
こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる
5. 審議会等及び特別の機関
こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。
6. 施行期日等
・令和5年4月1日
・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こども家庭庁設置法の概要等については、以下をご参照ください。

■内閣官房ホーム > 各種本部・会議等の活動情報 > こども政策の推進（こども家庭庁の設置等）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html

■「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布される

令和4年6月15日（水）、『「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）』が各都道府県知事等に対して発出され、改正の趣旨や主な内容が示されました。本法の具体的な内容については、本ニュース No. 5 をご参照ください。

本通知の中では、「9 児童の安全確保に関する事項」が記載されています。具体的には、保育所等で児童の安全確保に関する計画の策定が行われるよう、都道府県が条例で保育所の運営に関する基準を定めるにあたり、国の基準に従わなければならないこととする基準改正が行われる予定です。

なお、現在においても、保育所保育指針や子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等に従って、各施設において安全管理、指針の整備等の対応がされています。そのため、新規に計画を策定することを想定するものではなく、既存の取組との整合性を十分に踏まえた内容となる見込みです。

詳細は別添資料をご参照ください。